

龍ヶ崎地方衛生組合職員の給与に関する規則の臨時特例に関する規則をここに公布する。

令和8年3月3日

龍ヶ崎地方衛生組合
管理者 笥 信太郎

龍ヶ崎地方衛生組合規則第1号

龍ヶ崎地方衛生組合職員の給与に関する規則の臨時特例に関する規則

龍ヶ崎地方衛生組合職員の給与に関する規則（平成5年龍ヶ崎地方衛生組合規則第3号）第2条に規定する管理職手当の月額は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間、同条の規定に基づく別表第1の規定にかかわらず、同表中「72,000円」とあるのは「64,800円」と、「55,000円」とあるのは「49,500円」と、「53,000円」とあるのは「47,700円」と、「35,000円」とあるのは「31,500円」と、「33,000円」とあるのは「29,700円」と、「38,000円」とあるのは「34,200円」と、「23,000円」とあるのは「20,700円」とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
（この規則の失効）
- 2 この規則は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。